

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月17日は20万円、17年12月20日は22万円、18年7月26日は19万円、同年12月20日は22万円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は22万円、20年8月27日は18万円、21年1月30日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月17日  
② 平成17年12月20日  
③ 平成18年7月26日  
④ 平成18年12月20日  
⑤ 平成19年7月20日  
⑥ 平成19年12月21日  
⑦ 平成20年8月27日  
⑧ 平成21年1月30日

申立期間①から⑧までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③から⑧までについては、B社から提出された賞与明細表により、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間③は19万円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は22万円、申立期間⑦は18万円、申立期間⑧は16万円）に基づく厚生年金保

除料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②については、賞与明細表は無いものの、申立人から提出された賞与振込通帳の記載内容から、賞与が支給されていることが確認できる上、申立人が当該期間に支給されたとする賞与額に基づき、当該賞与に係る社会保険料等控除及び源泉控除を行い、申立人の手取り（振込）賞与額を求めたところ、賞与振込通帳における振込賞与額と一致する結果が得られたことから、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は20万円、申立期間②は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から⑧までにおける申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該事業所は「詳細は不明だが、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったと思われる。」と回答しており、当時、同事業所において被保険者であった者全員について賞与の記録が確認できないことから、同事業所は、申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年11月は28万円に、同年12月から14年3月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年11月については、顧問社会保険労務士から提出された給与明細書から確認できる報酬月額により、28万円、同年12月から14年2月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成14年3月については、給与明細書は提出されていないものの、B町から提供された所得課税証明書の給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から30万円とする

ことが妥当と認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から届出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書において、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで  
A社の代表取締役であったときの報酬月額は 150 万円ぐらいであったが、平成元年 12 月 1 日から 3 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 8 万円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、オンライン記録によると、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、それから約3か月後の6年4月7日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初の47万円から8万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は「厚生年金保険料の滞納は無かった。」、「自らの標準報酬月額の減額を届け出た記憶は無い。減額訂正処理は社会保険事務所(当時)が勝手に行ったことだと思う。」と申述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間外である平成4年10月1日及び5年10月1日の標準報酬月額の記録についても、6年4月7日及び同年4月27日に二度の訂正処理が行われていることが確認でき、当該事業所からの届出に基づくことなく、これら複数回の訂正処理を社会保険事務所が一方的に行ったとは考え難い。

また、事業主は平成6年12月31日付けで厚生年金保険の適用事業所から脱退したとしているところ、適用事業所でなくなったとする処理及び資格喪失処理と当該遡及訂正処理が同日に行われていることから、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 31 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後である昭和 41 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人によると、当該脱退手当金が支給された時期（昭和 41 年 12 月 22 日）は、婚姻（41 年 11 月 \* 日）から 1 か月に満たない時期で、生活はやや苦しかったが再就職する考えは無かったと申述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 8 月 20 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 16 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和35年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立人は申立期間に係る被保険者資格を昭和35年4月16日に喪失後、45年5月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで公的年金の加入歴が無く、申立人が結婚のため申立期間の最終事業所を退職後、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 21 日から 43 年 3 月 9 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後 50 人のうち、被保険者期間が 2 年以上ある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 3 月 9 日の前後 2 年以内に資格を喪失した者 11 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、A社に係る脱退手当金は受け取った記憶があるが、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①と申立期間②の間に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで）については、脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立期間については、脱退手当金を受給した記憶が無いと申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人が受給したと記憶している前述の期間と申立期間①及び②の被保険者期間は、脱退手当金の支給対象期間として合算され、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（43 年 7 月 1 日）から約 4 か月後の昭和 43 年 11 月 15 日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りも無いことから、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、記録上の支給額と申立人が記憶している受給額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。